

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 JMDN コード 70908000

ミリングバー

【禁忌・禁止】

本品の材質（ニッケル等）に対して発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

形状：

ミリングバーセレック MCXL 用

- ・ 12S シリンダーポインテッド (FC-0428)



- ・ 12S ステップ (FC-0429)



- ・ 12 ステップ (FC-0430)



材質：ステンレス鋼、ダイヤモンド砥粒、ニッケル

【使用目的又は効果】

歯科用 CAD/CAM マシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用方法等】

- (1) 本品を、歯科用 CAD/CAM マシンに装着して、歯科用補綴物を作製する。
- (2) コンピューターから加工データを送信し、加工を行う。

「使用方法に関連する使用上の注意」

- (1) CAD/CAM マシンに装着時は無理に押し込まないこと。
- (2) バーの回転数は、ご使用の CAD/CAM マシンの推奨に従ってください。
- (3) 切削・研削する歯科材料は、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認すること。
- (4) 本品の使用中に、異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (5) 異なる材質を切削・研削する前に、ミリングバーを交換すること。

【使用上の注意】

- (1) 本品の材質に対して発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴の有無を確認し、既往歴のある患者には使用しないこと。
- (2) 加工する歯科材料は、本品による加工に適した材料を使用すること。
- (3) 使用前に必ず製品の点検をすること。
- (4) 破損、磨耗、腐食、変形、脱落、その他損傷等が確認された場合は使用しないこと。
- (5) 磨耗等劣化した製品は使用しないこと。

- (6) 本品を改造しないこと。
- (7) 切削・研削時に異常な振動・音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (8) 材料ごとに適切なバーを使用すること。
- (9) 刃先に衝撃を与えないようにすること。
- (10) 【使用目的又は効果】に記載の用途以外には使用しないこと。
- (11) 歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- (12) 廃棄の際は感染防止に留意し、関係法令及び各自治体の指導に従った安全な方法で適切に処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 高温、低温、多湿、直射日光、水分（水漏れ）、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、加圧（物理的負荷）及び汚染を受けない清潔な場所に保管すること。
- (2) 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：プレミアムプラスジャパン株式会社
電話番号 06-6845-0066

製造業者：Strauss & Co. Industrial Diamonds Ltd.
(国名：イスラエル)